

## 地域への貢献度等に係る評価点に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、長野市事後審査型一般競争入札実施に関する要綱（平成25年長野市告示第227号。以下「要綱」という。）第4第12号の規定に基づき、工事成績が優秀な事業者及び地域における貢献度等が高い事業者の入札参加機会を増やし、より適正な公共工事の履行を確保するため、長野市入札制度見直し検討委員会から最終提言のあった「地域への貢献度等に係る評価点」に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 地域への貢献度等に係る評価点を入札参加資格要件の対象とする工事は、事後審査型一般競争入札により契約を締結する工事のうち、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。ただし、工事場所が芋井、小田切、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条地区の工事並びに要綱第2第2号ウに規定する総合評価落札方式に付する工事については、この限りでない。

- (1) 土木一式工事 有資格者名簿に記載されている業種ごとの等級格付要件（以下「等級格付要件」という。）をA等級、B等級又はC等級と定める場合
- (2) 建築一式工事 等級格付要件をA等級と定める場合
- (3) とび・土工・コンクリート工事 等級格付要件をA等級又はB等級と定める場合
- (4) 電気工事 等級格付要件をA等級と定める場合
- (5) 管工事 等級格付要件をA等級と定める場合
- (6) 舗装工事 等級格付要件をA等級又はB等級と定める場合
- (7) 水道施設工事 等級格付要件をA等級と定める場合

(地域への貢献度等に係る評価点)

第3 入札参加資格要件において定める地域への貢献度等に係る評価点は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところによる。

- (1) 等級格付要件をA等級のみと定める場合：50点以上
- (2) 前号以外の場合：45点以上

(算定方法)

第4 地域への貢献度等に係る評価点の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じて算出した評価点の合計点とする。

- (1) 工事成績評定に係る評価点：最高80点
- (2) その他評価項目に係る評価点：最高20点

2 前項に規定する地域への貢献度等に係る評価点の算定は、「地域への貢献度等に係る評価点」自己採点表（様式第1号）により行うものとする。

(工事成績評定に係る評価点)

第5 工事成績評定に係る評価点は、長野市発注工事の工事成績評定点を基に算出した平均点を、別表の工事成績評定に係る評価点換算表により換算した評価点とする。

(最高80点)

- (1) 工事成績評定点は、入札者の長野市発注工事の過去5ヵ年又は2ヵ年の業種別工

事成績評定点の平均点とする。〔小数点以下切捨て整数止め〕

(2) 事成績評定点が55点以下の場合及び過去5カ年に事成績評定点がない場合の評価点は0点とする。

(3) 事成績評定点の対象工事は、次のいずれかの方法を選択するものとする。ただし、公告で定めた場合は、いずれかに限ることができるものとする。

① 過去5カ年の事成績評定点の平均点による場合は、「事成績評定に基づく平均点」として長野市より通知した当該業種の「平均評定点」とし、入札公告日の属する年度の前年度（入札公告日が年度前半の場合は前々年度）から起算して5カ年遡った間に竣工している工事

② 過去2カ年の事成績評定点の平均点による場合は、入札公告日の属する年度の前年度および前々年度（入札公告日が年度下半期の場合は入札公告日の属する年度の入札公告日の前月まで及び前年度）の間に竣工している工事で、2件以上の実績がある場合に限る。

※1 事成績評定に係る評価点算定表（様式第2号）を作成し、事成績評定通知書の写しを添付して提出すること。

2 市長は、前項第3号①に規定する事成績評定に基づく平均評定点を、毎年度該当する者に通知するものとする。

（その他評価項目に係る評価点）

第6 その他評価項目に係る評価点は、次の各号に掲げる評価項目に応じて、当該各号に定める評価点として算出した合計点とする。（最高20点）

(1) 優良工事表彰経歴

長野市の優良工事表彰実績のある者を評価する。：（最大2点）

① 同一工種における優良工事表彰実績のある者：2点

② ①以外の工種における優良工事表彰実績のある者：1点

※1 上記①又は②のうち、いずれかの点数を加点する。

※2 実績は、過去2年間とし、毎年10月1日公告分から当該年度の受賞を評価できるものとする。

(2) 環境対策

環境対策に関する各種認定（認証）制度について、その取得実績により評価する。（最大3点）

① ながのエコ・サークル（ゴールド・ランク）認定事業所：3点

② ISO14001の認証取得事業所：2.5点

③ エコアクション21の認証取得事業所：2点

④ ながのエコ・サークル（シルバー・ランク）認定事業所：1.5点

⑤ ながのエコ・サークル（ブロンズ・ランク）認定事業所：0.5点

※1 上記①から⑤のうち、認定（認証）取得の状況によりいずれかの点数を加点する。

※2 認定（認証）を証明する登録証又は認定証の写しを提出すること。

(3) 安全衛生対策

安全衛生対策に関する各種認定（認証）及び活動実績のある者を評価する。（最大2点）

- ① 労働安全衛生マネジメントシステム（OHSAS18001又はISO45001）の認証取得：2点
  - ② 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS、NEW COHSMS、Compact COHSMS）の認証取得：2点
  - ③ 建設業労働災害防止協会長野県支部における活動実績：1点
- ※1 上記①から③のうち、認定（認証）取得又は活動実績の状況によりいずれかの点数を加点する。
- ※2 ③の実績は、過去2年間とし、毎年10月1日公告分から当該年度の実績を評価できるものとする。
- ※3 認定（認証）を証明する認定証又は活動証明書の写しを提出すること。

#### (4) 労働福祉

障害者雇用及び労働環境の状況により評価する。（最大4点）

- ① 障害者を常用労働者として、法定雇用障害者数以上を雇用している又は法定雇用義務は無いが雇用している場合に評価する。：2点

※1 上記の点数を加点する。

※2 「障害者雇用状況報告書」の写し、又は障害者雇用状況の申出書（様式第3号）を提出すること。

- ② 次世代育成支援対策推進法第12条第1項又は第4項に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届出をしている場合に評価する。：2点

※1 上記の点数を加点する。

※2 一般事業主行動計画策定・変更届（公告日において計画期間中のもので、労働局の受付印があるもの。）の写しを提出すること。

- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届出をしている場合に評価する。：2点

※1 上記の点数を加点する。

※2 一般事業主行動計画策定・変更届（公告日において計画期間中のもので、労働局の受付印があるもの。）の写しを提出すること。

- ④ 経営事項審査の「その他の審査項目（社会性等）」のうち「雇用保険の加入状況」、「健康保険の加入状況」、「厚生年金保険の加入状況」、「建退協の加入状況」、「退職一時金もしくは企業年金制度の導入」及び「法定外労災制度の加入状況」の合計点が30点以上の場合に評価する。：2点

※1 上記の点数を加点する。

※2 公告日の直近に通知された「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」中の「その他の審査項目（社会性等）」により確認するため、写しを提出すること。

#### (5) 災害協定等

長野市と災害時の協力協定等を締結している者、活動実績のある者を評価する。  
(最大3点)

① 長野市と「災害時等業務委託契約」を締結している者又は「災害時における復旧協力に関する協定等」を締結している協会の会員を評価する。：2点

② 長野市との「災害時等業務委託契約」又は「災害時における復旧協力に関する協定等」に基づき、公告日から過去2年以内に応急活動実績のある者：3点

※1 上記①又は②のうち、登録状況又は活動実績によりいずれかの点数を加点する。

※2 ①のうち、災害時等業務委託契約については、毎年6月1日公告分から当該年度の委託契約者とする。

※3 ②の実績とする活動は、災害発生時等において長野市の担当部署の依頼により実施した崩落土砂、倒木の撤去又は仮設土のうの設置等又は水道施設等の応急復旧や火災現場における活動等とし、災害時応急活動実績の申出(確認)書(様式第5号)(担当部署の確認印があるもの)又は活動実績を確認できる書類を提出すること。

#### (6) 防災活動

長野市との災害時の協力協定等に基づき防災活動のある者又は防災事業への参加活動実績のある者を評価する。(最大1点)

① 長野市との「災害時における復旧協力に関する協定」等に基づき、公告日から過去2年以内に災害発生状況等の緊急パトロール活動等の実績のある者：1点

② 公告日から過去2年以内に長野市が実施する防災事業への参加活動実績のある者：0.5点

※1 上記①又は②のうち、活動実績によりいずれかの点数を加点する。

※2 ①の実績とする活動は、災害が発生若しくは発生する恐れがある場合に、「災害時における復旧協力に関する協定等」に基づき長野市の担当部署の依頼により実施したパトロール活動等とし、防災活動実績の申出(確認)書(様式第6号)(担当部署の確認印があるもの)を提出すること。

※3 ②の実績とする活動は、長野市の担当部署の依頼により実施した、土のう作り等の防災事業への参加活動実績とし、防災活動実績の申出(確認)書(様式第6号)(担当部署の確認印があるもの)を提出すること。

#### (7) 除雪契約

長野市と道路除雪業務委託契約を締結している者を評価する。(最大3点)

① 道路除雪を自社保有機械(リースを含む。)で行っている者：3点

② 道路除雪を本市からの貸与機械のみで行っている者又は融雪剤散布業務のみを行っている者：2点

③ 豪雪時における道路除雪業務委託契約締結事業者：1点

※1 上記①から③のうち、契約を締結しているいずれかの点数を加点する。

※2 毎年12月1日公告分から当該シーズンの除雪契約者とする。

#### (8) 地域貢献

活動実績又は登録のある者を評価する。(最大2点)

① 消防団協力事業所表示制度認定事業所で消防団協力事業所表示制度実施要綱第4第1項又は第6に該当する事業所等：2点

② 公告日から過去1年以内にボランティア活動実績のある者：1点

※1 上記①又は②のうち、登録状況又は活動実績によりいずれかの点数を加点する。

※2 ②の実績とする活動は、福祉施設等における奉仕活動、道路河川等の自主的な清掃活動や災害復旧活動及び公益活動で事業活動以外のもの(個人での活動や対価を得るものを除く。)等とし、ボランティア・公益活動の申出書(様式第4号)に実施状況を確認できる書類を添付して提出すること。

(9) 指名停止

公告日から過去1年以内に長野市からの指名停止措置を受けた者を評価する。

① 減点数=通算指名停止月数×(-1点)

※1 上記の点数を減点する。

※2 2週間の指名停止は0.5月として算出する。

※3 公告日から1年前の応募日に指名停止中の場合は、その指名停止の全期間の月数とする。

(秘密の保持)

第7 この基準に基づき落札候補者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(その他)

第8 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成25年10月1日から施行し、同日以後に入札の公告を行う契約から適用する。

附 則

この基準は、平成26年10月1日から施行し、同日以後に入札の公告を行う契約から適用する。

附 則

この基準は、平成27年7月1日から施行し、同日以後に入札の公告を行う契約から適用する。

附 則

この基準は、平成30年7月15日から施行し、同日以後に入札の公告を行う契約から適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告を行う契約から適用する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行し、同日以後に入札の公告を行う契約から適用する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告を行う契約から適用する。

附 則

この基準は、令和3年3月1日から施行し、同日以後に入札の公告を行う契約から適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告を行う契約から適用する。

別表（第5関係）

工事成績評定に係る評価点換算表

工事成績評点	評価点	工事成績評点	評価点
55点以下	0	78点	47点
56	14	79	48
57	15	80	50
58	17	81	51
59	18	82	53
60	20	83	54
61	21	84	56
62	23	85	57
63	24	86	59
64	26	87	60
65	27	88	62
66	29	89	63
67	30	90	65
68	32	91	66
69	33	92	68
70	35	93	69
71	36	94	71
72	38	95	72
73	39	96	74
74	41	97	75
75	42	98	77
76	44	99	78
77	45	100点	80

平成30年度以前の工事成績評定については、100点を100点以上と読み替える。

「地域への貢献度等に係る評価点」自己採点表

工事成績評定に係る評価点 (次の(1)又は(2)のいずれかを選択する。)		最高80点	
<input type="checkbox"/>	(1) 年度から 年度の平均評定点 (通知済み)	①	
<input type="checkbox"/>	(2) 年度から 年度の平均評定点 (2件以上の実績) ※平均評定点は、「工事成績評定に係る評価点換算表」により算定し、「工事成績点に係る評価点算定表(様式第2号)」及び「工事成績評定通知書の写し」を添付して提出すること。 なお、提出の際には「工事成績評定通知書」の原本を持参し確認を受けること。		
↑ (オビゾウ)	換算後の点数	②	最高80点
その他評価項目に係る評価点 (次に掲げる項目のうち、該当する項目を選択する。)		最高20点	
優良工事表彰経歴	(1) 年度から 年度において、長野市から優良工事表彰を受賞した事業者 次のア又はイのうち、いずれかを選択する。 ア 同一工種における優良工事表彰を受賞した実績のある者：2点 イ ア以外の工種における優良工事表彰を受賞した実績のある者：1点	③	2点又は1点
環境対策	次の(1)から(5)のうち、認定(認証)を取得しているいずれかを選択する。 (1) ながのエコ・サークル(ゴールド・ランク)認定事業者：3点 (2) ISO14001の認証取得事業者：2.5点 (3) エコアクション21の認証取得事業者：2点 (4) ながのエコ・サークル(シルバー・ランク)認定事業者：1.5点 (5) ながのエコ・サークル(ブロンズ・ランク)認定事業者：0.5点 ※認定証又は登録証(附属書とも)の写しを添付すること。	④	3点～0.5点
安全衛生対策	次の(1)から(3)のうち、認定(認証)の取得又は活動実績のいずれかを選択する。 (1) 労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18001又はISO45001)の適合：2点 (2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS、NEW COHSMS、Compact COHSMS)の認証取得：2点 (3) 年度から 年度の建設業労働災害防止協会长野県支部における活動実績：1点 ※認定証又は活動証明書の写しを添付すること。	⑤	2点又は1点
労働福祉	(1) 障害者雇用：2点 障害者を常用労働者として、法定雇用障害者数以上を雇用している又は法定雇用義務は無いが雇用している事業者 ※「障害者雇用状況報告書」を提出する義務のある事業主にあつては同報告書の写し、提出する義務のない事業主にあつては「障害者雇用状況の申出書(様式第3号)」を添付すること。	⑥	2点 最大4点
	(2) 次世代育成支援の取組：2点 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定をし、届出をしている事業者 ※労働局に提出した「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し(受付印が押印されたもので、公告日において計画期間中のもの)を添付すること。	⑦	2点
	(3) 女性活躍推進の取組：2点 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定をし、届出をしている事業者 ※上記(2)に同じ。	⑧	2点
	(4) 労働福祉の状況：2点 経営事項審査の「その他の審査項目(社会性等)」のうち以下の6項目の合計点が30点以上である ①雇用保険の加入状況 ②健康保険の加入状況 ③厚生年金保険の加入状況 ④建退協の加入状況 ⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入 ⑥法定外労災制度の加入状況 ※公告日の直前に通知された経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写しを添付すること。	⑨	2点
災害協定等	(1) 災害協定の締結、災害時応急活動実績 次のア又はイのうち、いずれかを選択する。 ア 長野市と「災害時業務委託契約」を締結している事業者又は「災害時における協力に関する協定等」を締結している協会の会員：2点 イ 長野市との「災害時業務委託契約」又は「災害時における協力に関する協定」等に基づき、公告日から過去2年以内に災害時応急活動実績のある者：3点 ※災害時業務委託契約は、毎年6月1日公告分から当該年度の契約とする。 ※応急活動実績は、「災害時応急活動実績の申出(確認)書」(様式第5号)(担当部署の確認印があるもの) 又は活動実績を確認できる書類を提出すること。	⑩	3点又は2点
防災活動	(1) 防災活動の実績 次のア又はイのうち、いずれかを選択する。 ア 市との協定に基づき、公告日から過去2年以内に災害発生状況等の緊急パトロール活動等の実績のある者：1点 イ 公告日から過去2年以内に市が実施する防災事業への参加活動実績のある者：0.5点 ※「防災活動実績の申出(確認)書」の写し(受付印が押印されたもの)を提出すること。	⑪	1点又は0.5点



除雪契約	次の(1)から(3)のうち、長野市と「道路除雪業務委託契約」を締結しているいずれかを選択する。 (1) 自社保有機械（リースを含む）で行っている事業者：3点 (2) 市からの貸与機械のみで行っている事業者又は融雪剤散布のみの事業者：2点 (3) 豪雪時における道路除雪業務委託契約締結事業者：1点 ※毎年12月1日公告分から当該シーズンの契約とする。	⑫	3点～1点
地域貢献	次の(1)又は(2)のうち、いずれかを選択する。 (1) 消防団協力事業所表示制度認定事業所：2点 （消防団協力事業所表示制度実施要綱第4第1項又は第6に該当する事業所等） (2) 公告日から過去1年以内に実施したボランティア活動：1点 ※ボランティア・公益活動の申出書(様式第4号)に、実施状況が確認できる書類を添付して提出すること。	⑬	2点又は1点
指名停止	(減点項目) 公告日から過去1年以内に長野市からの指名停止措置を受けた事業者 ※減点数＝通算指名停止月数×（-1点）	⑭	マイナス評価
小計(③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)		⑮	最高20点
合計(②+⑮)			最高100点

様式第2号（第5関係）

工事成績評定に係る評価点算定表

工事名： \_\_\_\_\_

業 種	
-----	--

商号又は名称 \_\_\_\_\_

年度工事实績			長野市 確認欄
評定件数	①	件	
評定点計	②	点	

年度（            月末）工事实績			
No.	工 事 名	評 定 点	
1		点	
2		点	
3		点	
4		点	
5		点	
6		点	
7		点	
8		点	
9		点	
10		点	
評定件数		③	件
評定点計		④	点

評定件数合計（①＋③）	⑤	件	
評定点合計（②＋④）	⑥	点	

平均評定点（⑥／⑤）（小数点以下切捨て整数止め）		点	
--------------------------	--	---	--

※ 年度の当該業種の工事实績についてすべて記入し、工事成績評定通知書の（写し）を添付すること。（検査年月日が 年4月1日から 年3月31日までの同種工事）  
また、工事成績評定通知書の原本を持参し確認を受けること。

様式第3号（第6関係）

障害者雇用状況の申出書

商 又 は 名 称	号
申 請 時 現 在 従 業 員 数	人
申 請 時 現 在 従 業 員 の う ち 障 害 者 数	人

	身体障害者手帳等の番号	障 害 等 級 又 は 区 分
1		
2		
3		
4		
5		

記載要領

- 1 この申出書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に定める障害者を雇用（常用雇用に限る。）している場合に作成してください。  
（障害者雇用状況報告書を提出する義務のある者を除きます。）
- 2 身体障害者手帳等の番号欄は、交付された身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の番号について、1人につき一行に記入してください。  
（1人の者が複数の手帳を有する場合は、一行に記入してください。）
- 3 障害等級又は区分欄は、身体障害者手帳等に記載されている障害等級又は区分を記入してください。

様式第4号（第6関係）

ボランティア・公益活動の申出書

商号又は名称	
活動の概要	
活動場所	
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日
活動人数	延べ人数 人／実人数 人
具体的な活動内容	

※ 実施状況が確認できる書類（新聞記事・広報記事・写真等）を添付してください。

様式第5号（第6関係）

災害時等応急活動実績の申出（確認）書

商号（名称）	
活動の種類	
活動場所	
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日
委託料	円（税込）
具体的な 活動内容	

※ 応急活動実績については、公告日から過去2年以内の「災害時等業務委託契約」第1条第1号又は「災害時における協力に関する協定」等に基づき発注したもので、業務を発注した課（支所）の確認を受けて提出してください。

上記について、災害時等応急活動実績として確認しました。	発 注 課 確 認 印	
-----------------------------	----------------------------	--

様式第6号（第6関係）

防災活動実績の申出（確認）書

商号（名称）		
活動の種類 (どちらかに○)		市との協定等に基づく、災害発生状況等の緊急パトロール活動等の実績
		市が実施する防災事業への参加活動実績
活動場所		
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
具体的な活動内容		

※ 災害発生状況等の緊急パトロール活動等の実績については、公告日から過去2年以内の「災害時における復旧協力に関する協定」等に基づき活動したもので、緊急パトロール活動等を依頼した課（支所）の確認を受けて提出してください。

※ 防災事業への参加活動については、公告日から過去2年以内に活動したもので、防災事業等を発注した課（支所）の確認を受けて提出してください。

上記について、 防災活動の実績として確認しました。	発注課確認印	
---------------------------	--------	--